

- | | | |
|-----------------|------|---|
| ● 日本年金機構 | P2-3 | ● オンライン事業所年金情報サービス
● 届出誤りが多い事例の紹介 |
| ● 全国健康保険協会 岩手支部 | P4-5 | ● 医療機関の受診はマイナ保険証で
● 健康保険資格確認書交付申請書の手続き先は協会けんぽです
● はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方 |
| ● 岩手県社会保険労務士会 | P6 | ● 社労士通信 vol.33 |
| ● 社会保険協会 | P7-8 | ● 令和6年度事業報告及び収支決算について
● 民話の里遠野健康ウォーク・鞍掛山軽登山を実施しました |



絵と文：千葉てるお

「ここに舞う夏の灯り」

ホタルの光には、人それぞれの思い出があるのではないのでしょうか？ 当たり前に見えるのはいつの日だったか…。

メディア上で紹介されている市町村は「折爪岳自然公園（九戸市・二戸市・軽米町に跨っている）・八幡平市・栗石町・盛岡市御所湖広域公園）・岩泉町・遠野市・平泉町」が挙げられています。

この夏、あの淡くもこころを優しく照らしてくれて、遠き思い出と重ねながら、それぞれのホタルと出会う場所を訪ねてみてはいかがですか？

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っていません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会

編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

職場で回覧しましょう

令和7年1月～機能拡充しています オンライン事業所年金情報サービス

令和7年1月から次の点が従来よりも機能拡充が図られています。

-  **GビジネスIDアカウント以外のアカウント(e-Govアカウント、Microsoftアカウント)でも電子証明書を添付することで利用が可能となりました。**
-  **被保険者情報を希望する月で受取りが可能となりました。**
-  **社会保険労務士も被保険者データの受取り等一部サービスの利用が可能となりました。**

オンライン事業所年金情報サービスとは?

毎月の社会保険料額や被保険者データ等の各種情報・通知書をオンラインで受け取れるサービスです。

【受け取り可能な主な情報】

名称	内容
保険料納入告知額・領収済額通知書	社会保険料を口座振替で納付している事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。
社会保険料額情報	月末に納付する社会保険料の見込額をお知らせするものです。
被保険者データ	届書作成プログラムで届書を作成するための事業所と被保険者の情報です。 ※届書作成プログラムは日本年金機構がホームページ上で無料で提供している、届書を簡易に作成・申請できるソフトウェアです。
決定通知書	提出された届書に基づき日本年金機構で処理を行った結果を通知するものです。

■オンライン事業所年金情報サービスを利用する主なメリット

-  **連絡不要で、定期的に受け取りが可能**
1度の申し込みで、定期的に必要な情報・通知書を受け取れます。これまでのように情報が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はありません。
-  **紙よりも早く受け取り・確認が可能**
例えば、保険料額情報は、郵送よりも1週間程度早く受け取り・確認することができます。
-  **いつでもどこでも確認が可能**
24時間365日オンラインで確認できます。また、担当者間での情報共有が容易になります。
-  **簡単に電子申請が可能**
被保険者データを届書作成プログラムに取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

ご利用方法等の詳細な情報は
日本年金機構ホームページをご覧ください。

 日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html



届出誤りが多い事例の紹介

事例

短時間労働者の労働時間が3か月目以降も加入基準を超える状態が続いているにもかかわらず、「被保険者資格取得届」の提出がもれている。

実際の労働時間が連続する2月において週20時間以上となった場合で、引き続き同様の状態が続いている場合は、実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日に被保険者の資格を取得します。

給与支給年月	給与期間(自)	給与期間(至)	労働時間(月)
R7年1月	R6.12.1	R6.12.31	80.25
R7年2月	R7.1.1	R7.1.31	78.25
R7年3月	R7.2.1	R7.2.28	105.00
R7年4月	R7.3.1	R7.3.31	88.00
R7年5月	R7.4.1	R7.4.30	98.25

実際の労働時間が週20時間以上となった月の3月目の初日(R7.4.1)に資格取得する。
※労働時間は、週20時間×52週÷12月により算出した1月の労働時間(86.7時間)と比較。

事例

短時間労働者として資格取得の要件に該当していたが、試用期間を設けていたため、試用期間終了後資格取得日としていた。



健康保険、厚生年金保険の被保険者資格は、適用事業所に使用されるようになった日から資格取得します。「適用事業所に使用されるようになった日」とは、事実上の使用関係が発生した日であるため、試用期間であっても被保険者資格を取得することとなります。

※短時間労働者の事例として照会しておりますが、一般の被保険者についても同様の考え方となります。

事例

従業員の申請遅れにより、算定基礎届の対象月に遡って手当を支給したが、算定基礎届の訂正届を提出していなかった。



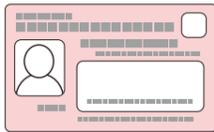
従業員の申請遅れ等により、本来支給すべき月に手当を支給できず、その手当を遡って支給した場合は、支給した月ではなく、本来支給すべき月の報酬に算入する必要があります。

そのため、本来支給すべき月に算定基礎届や月額変更届の対象月がある場合は、遡った手当を含めて算入し直す必要があります。

また、遡った手当を支給した月を起算月として月額変更届の判断をしている場合は、本来支給すべき月を起算月として月額変更を判断します。

加入者・事業主の皆さまへ

医療機関の受診はマイナ保険証で



令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、令和7年12月2日からは現在お持ちの健康保険証についても使用できなくなります。

まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひお早めにご利用ください!

※マイナ保険証…健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカードのことです。



今まで使っていた健康保険証で医療機関を受診するのと何か違うんですか?

それでは、従来の健康保険証と比べ、マイナ保険証にはどのようなメリットがあるのかいくつかご紹介いたしますね!



マイナ保険証利用のメリット

メリット01 医療情報の共有化で質のよい医療が受けられます!!

安心

受診時・調剤時にマイナ保険証を使って受付し、情報提供に同意することで、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報を医師・薬剤師にスムーズに共有することができ、より適切な医療が受けられます。

よく覚えていないお薬があるときでも、重複処方避けることができます。



メリット02 手続きなしで高額な窓口負担が不要に!!

便利

マイナ保険証で受診すると、限度額適用認定証がなくても、自己負担限度額を超える医療費を支払う必要がありません。

緊急時も安心して受診ができるので、助かりますね!



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。今後国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。

マイナ保険証のメリットの詳細は、こちら→



(厚生労働省ホームページ)

お問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)

健康保険資格確認書交付申請書の手続き先は協会けんぽです

資格確認書とは、マイナ保険証(健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を受けることができない被保険者及び被扶養者の方に対し交付するもので、資格確認書を医療機関等の窓口に表示することで、被保険者等の資格を確認します。

マイナ保険証をお持ちでない加入者の方には、申請によらず資格確認書を交付しておりますが、早急に資格確認書が必要な場合等はお勤め先を通じて、「資格確認書交付申請書」を協会けんぽへご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(提出先は日本年金機構仙台広域事務センターではございません。お間違のないよう、ご注意ください。)

資格確認書交付申請書の詳細はこちら→



お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

／知っていますか!?!／

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方 健康保険の対象となるのはどんなとき?

はり・きゅうの場合

下記①、②の両方の要件を満たす場合にのみ健康保険の対象となります。

①対象となる傷病であること

- ・神経痛・リウマチ・五十肩
- ・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症 など

※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

②医師がはり・きゅうの施術について同意していること

⚠ 医療機関との併用での施術は認められません。



あん摩・マッサージの場合

下記の要件を満たす場合にのみ健康保険の対象となります。

医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的としています。

⚠ 疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象となりません。



はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方について詳しくはこちら▶▶▶▶



お問い合わせ先：TEL019-604-9070(業務グループ)

健康サポート(特定保健指導)外部委託機関のご紹介

協会けんぽ岩手支部では、加入者様の健康の保持増進を一層図るとともに、協会けんぽの保健師・管理栄養士が行う健康サポート以外にも、より多くの方にご利用いただくため、健康サポートの業務の一部を外部機関に委託して実施しております。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

事業名	委託事業者名	所在地	電話番号
被保険者に対する特定保健指導継続的支援等業務委託	株式会社ベストライフ・プロモーション	神奈川県川崎市 中原区下小田中2-12-5	044-754-4100
被保険者に対するICTを活用した特定保健指導業務委託	SocioFuture(ソシオフューチャー)株式会社 健康サポートセンター	北海道江別市2条5-9-2 えべつみらいビル	0120-537-143

「奥州市総合水沢病院」で生活習慣病予防健診が受けられます!

【健診センターよりお知らせ】

令和7年6月下旬より健診申込を開始いたします。

詳しくは、当院のホームページをご覧ください。お電話、メールにて「健診センター」までお問い合わせください。

(奥州市総合水沢病院 健診概要)

- 健診実施日：(平日)月曜日から木曜日の午前のみ(予約制)
 - 健診実施項目：一般健診(※)、付加健診、乳がん検診
- ※)胃部検査は胃内視鏡検査のみ実施します。費用の追加徴収はありません。ただし、実施人数に限りがあります。予めご了承ください。

<健診センターご連絡先> 電話：0197-25-3833(代表)(電話受付時間：平日13時から16時)
FAX：0197-24-9091(専用FAX) メール：kenkoukanri@city.oshu.iwate.jp
所在地：岩手県奥州市水沢大手町3丁目1番



お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

職場における熱中症対策強化について

～令和7年6月1日 労働安全衛生規則が改正されました～

社長 最近、熱中症による労働災害が増えているよね。うちのような建設業は、作業員の健康管理には特に気を遣っているよ。

社労士 おっしゃるとおり、職場での熱中症による事故や死者数が増加傾向にあります。このような事態を受けて、今年の6月から職場における熱中症の重篤化を防ぐため、労働安全衛生規則が改正されました。事業者には、熱中症対策の強化が求められます。

社長 対象になる作業などは決まっているの？

社労士 対象となるのは「WBGT[※]（暑さ指数）28度以上又は気温31度以上の環境下において行われる作業で、連続して1時間以上又は1日4時間を超えて行われることが見込まれるもの」とされています。



社長 具体的には、どんなことをしなければならないのかな。

社労士 熱中症のおそれがある作業を早期に見つけ、適切に対処し、熱中症の重篤化を防止するために、以下の内容が義務付けられました。

①報告体制整備

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員」を見つけた者が、その旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を作業場ごとにあらかじめ決めておく。

②実施手順作成

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、熱中症の症状の悪化を防止するため必要な措置の内容及びその手順を定める。

③関係者への周知

①、②について関係作業員へ周知する。

社長 いろいろなことを決める必要があるね。

社労士 そうですね。予防対策として、作業管理者や作業員に対してあらかじめ労働衛生教育を行うことも重要です。何より現場の実情にあったフロー作成や予防対策の策定がポイントになりますね。では社長、この機会に一緒に熱中症対策強化をすすめていきましょう！



注)WBGTとは：暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと。環境省の熱中症予防情報サイトなどで確認できます。

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

令和6年度事業報告及び収支決算について

一般財団法人岩手県社会保険協会では、令和7年5月20日盛岡市において令和6年度事業報告及び収入支出決算について理事会を開催しました。また評議員会は令和7年6月13日に盛岡市で行われ、決算と役員改選、会費負担既定の一部改正について承認が行われました。事業報告の概要については次のとおりです。

【令和6年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続（適用・給付版）」（5月）
 - ・「2024年版パート有期雇用・無期転換対応マニュアルシート（7月）」
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」（11月）
 - ・「社会保険事業カレンダー（年齢区分社会保険手続）」（1月）
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険ダイアリー」（11月）
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報（第37号）」（11月）



■制度広報活動

実施	内容	場所
4月	【新任事務担当者研修会】 ○厚生年金・健康保険適用関係の事務手続 ○雇用保険関係手続について	二戸市、北上市、盛岡市、釜石市、一関市、 滝沢市、宮古市、久慈市 279名参加
10月	【ライフプランセミナー】 ○50歳代から考えるセカンドライフ	奥州市、盛岡市 14名参加
10月 12月	【年金制度説明会】 ○障害・遺族年金制度について ○フリーランス・事業者間取引適正化法等について ○職場のメンタルヘルスについて	釜石市、一関市、盛岡市、北上市、宮古市 97名参加

■保健事業及び健康づくり事業

月日	場所	内容	
4月20日	遠野市	【民話の里 遠野健康ウォーク】 協力：民話のまち 遠野ウォーキング協会	83名参加
6月15日	滝沢市	【鞍掛山 軽登山】 協力：滝沢市山岳協会	41名参加
10月28日	遠野市	【健康ウォークin平泉】 協力：平泉歩こう会	142名参加
年間	会員事業所	健康づくり実施事業所への保健師等の講師派遣	3件
		健康づくり・疾病予防対策DVDの貸出し	24事業所
		常備薬幹旋案内	9月

■福利厚生事業（会員限定）

月日	場所/対象	内容	備考
10月19日	紫波町	ゴルフ大会	13名参加
年間	会員事業所	「施設利用会員証」の（更新）発行	随時
7月	会員事業所	文化事業（音楽、演劇等）の優待案内	劇団四季

■会員拡大対策

実施月	対象	内容	備考
隔月	非会員	新規適用事業所に対する文書による会員加入勧奨（開示請求資料による）	随時

■社会保険委員会（年金・健康保険委員）への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業（11月）
- 日本年金機構主催「ねんきんポスターコンクール」事業支援（11月）



民話の里遠野健康ウォークを実施しました！

前日の雷雨で一時は開催が危ぶまれましたが無事に4月19日(土)に民話のまち遠野ウォーキング協会のご協力のもと6キロと9キロのコースに89名が参加しました。桜の満開にはやや早かったものの新緑が参加者を迎え、気持ちのいい民話の里を満喫することができました。



鞍掛山軽登山を実施しました！

6月7日(土)、滝沢市山岳協会のご協力のもとに参加者45名が往復2時間半の登山を楽しむことができました。今年は多少気温の上昇が危惧されましたが爽やかな初夏の風が心地よく、山頂から臨む岩手山の眺望も素晴らしく全員が無事に下山することができました。



年会費は便利な口座振替で！

当協会では、2023年度(令和5年度)から会費の「口座振替」を開始しています。キャッシュレス化による事務効率、利便性から既に多くの事業所様にご利用いただいております。収納代行会社は、リコーリース(株)です。2026年度から「口座振替」を希望される場合は当協会宛にご連絡ください。

口座振替申込書

(FAX : 019-626-0252 または E-mail : i-kyokai@syahokyo-iwate.comへお申し込みください)。

協会会員番号		ご担当者名(フリガナ)
事業所名		
事業所所在地		電話番号

社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) FAX 019-626-0252

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

変更日 年 月 日

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
フリガナ		
事業所名		
所在地	〒 —	〒 —
	電話	電話

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165